(二)　二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル＝（Ｚ）―（１Ｒ・３Ｒ）―３―（２―クロロ―３・３・３―トリフルオロ―１―プロペニル）―２・２―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）一・五パーセント以下を含有する製剤。ただし、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル＝（Ｚ）―（１Ｒ・３ＲＳ）―３―（２―クロロ―３・３・３―トリフルオロ―１―プロペニル）―２・２―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五パーセント以下を含有するものを除く。

2　次に掲げる物を劇物に指定することとした。

（第二条第一項関係）

(一)　［（２―カルボキシラトフェニル）チオ］（エチル）水銀ナトリウム（別名チメロサール）〇・一パーセント以下を含有する製剤

(二)　二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル＝（Ｚ）―（１Ｒ・３ＲＳ）―３―（２―クロロ―３・３・３―トリフルオロ―１―プロペニル）―２・２―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）一・五パーセント以下を含有する製剤。ただし、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル＝（Ｚ）―（１Ｒ・３ＲＳ）―３―（２―クロロ―３・３・３―トリフルオロ―１―プロペニル）―２・２―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五パーセント以下を含有するものを除く。

(三)　四―メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、四―メチルベンゼンスルホン酸五パーセント以下を含有するものを除く。

3　次に掲げる物を劇物から除外することとした。（第二条第一項関係）

一・二―ジ（二―［四―［二―（二―メチルプロポキシ）カルボニル］二―シアノエテニル］フェニルチオ）エトキシ）エタン及びこれを含有する製剤

4　この政令の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。（附則第二条～第四条関係）

5　この政令は、令和四年二月一日から施行することとした。ただし、3については、公布の日から施行することとした。

政　令

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十四号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第二項第一号及び第三項第一号、第九条の十三第一項並びに第三十条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「猟銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における」及び「の加盟地方団体」を削る。

第十三条第二項中「法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における」及び「の加盟地方団体」を削る。

第二十八条第二項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」を「日本スポーツ協会」に改め、同項各号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十一条第二項、第十三条第二項又は第二十八条第二項第一号に規定する日本スポーツ協会の加盟地方団体から銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第二項第一号若しくは第三項第一号又は第九条の十三第一項の規定による推薦（以下この項において単に「推薦」という。）をされている者は、それぞれ、この政令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十一条第二項、第十三条第二項又は第二十八条第二項に規定する日本スポーツ協会から推薦をされた者とみなす。

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十五号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第二号ハ、第二十九条の二第十項及び第二十九条の四の三第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の六中「六月」を「三月」に改める。

第十五条の十の三第二号中「取得する者」の下に「（特定投資家を除く。）」を加える。